

2014年5月15日

産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG・  
中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会 第3回合同会合への意見

群馬大学 西菌 大実

本日の会議、大変申し訳ありませんが欠席いたしますので、指針（案）について以下の意見を提出します。

- ・ 昨年の改正法案採決時、衆議院環境委員会および参議院環境委員会における附帯決議で、「フロン類は中長期的には廃絶することが望ましいとの展望を明確化した上で、代替物質への転換を加速化するインセンティブとなる具体的な施策を実施すること（参）」、「フロン類の回収状況をより正確に把握するため、フロン類の種類別、用途別の生産量、出荷量等の必要となる情報、その算定方法などについて検討を加え、必要に応じその見直しを行なうこと（衆）」、「フロン類から自然冷媒を含めて代替物質への転換が極めて重要であることに鑑み、フロン類の代替物質の評価に際しては、安全性、経済性、供給の安定性等に留意しつつ、代替物質への転換が確実かつ迅速に進むように、適切に対応すること（参）」が決議された。これらを指針に反映することが重要であると考えます。
- ・ 指針において、これまでフロンを使っていなかった新たな分野でのフロン類の使用規制も明確に位置づけるべきである。例えば、家庭用ヒートポンプ給湯器は、CO<sub>2</sub>冷媒で国内30社のメーカーが製品化し、普及しているが、HFC32を冷媒とする機器が今後拡大する懸念が出てきている。これに対して、指定製品とし目標は直ちにGWP 1（CO<sub>2</sub>冷媒）とすることを明記すべき。また、ヒートポンプ給湯器以外にも、最近新たにフロン（HFC）が、ヒートポンプ式洗濯乾燥機の冷媒（HFC134a）、地熱バイナリー発電システムの冷媒（HFC245fa）、ドライクリーニング洗濯機用洗剤（HFC365mfc）で使われはじめている。今後拡大を防ぐためにも、規制対象とすべきと考える。
- ・ (P2～3)「フロン類の製造業者等の判断基準」や「指定製品の製造業者等の判断基準」において、主務大臣がフロン類の生産量や出荷量等の情報をメーカーに求め、公表することとする。また、「2. 管理者・充填回収業等に係る基準等（案）」に示された裾きり範囲に入る機器（規制対象外の機器）についても、できるだけ正確に把握するために、出荷段階からのフローとして把握できるようにすることが望ましい。
- ・ (P7) 国に関する事項として、中長期的な廃絶を目指す道筋を描くためのロードマップを作成すべき。
- ・ (P7) 規制改革として、ノンフロン・自然冷媒に関する基準や評価を行なうことを明記すべき。

なお、本件に関連し、私の所属するNPOからも以下の発表をしているので、留意願います。

- ・「改正フロン法」の基本指針と政省令策定にあたって（2014年5月13日）

<http://www.kiconet.org/fgas/20140513>

- ・家庭用ヒートポンプ給湯器は自然冷媒が主流

～自然冷媒からフロン(HFC32)への逆行にブレーキを～（2014年4月22日）

<http://www.kiconet.org/info/press-release/2014-04-22/hp-nr/>